

# MAC ラリーin 久万高原 特別規則書

## 公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定、2010年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

### 第1条 競技会の名称及び格式

2010年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第6戦 MAC ラリーin 久万高原  
JAF公認 準国内競技(初・中級向け)

### 第2条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則「第2種アベレージラリー開催規定」に従った  
スペシャルステージを含む第2種アベレージラリー

### 第3条 オーガナイザー及び大会事務局

#### 1) オーガナイザー

松山オートクラブ(MAC) (JAF 加盟クラブ No.38022)

代表者:竹下 俊博

所在地:〒790-0944 愛媛県松山市古川西2丁目16-22

#### 2) 大会事務局

所在地:〒790-0944 愛媛県松山市古川西2丁目16-22

担当者:竹下 俊博

Tel:089-958-3089

Fax:089-958-3069

Mobile:090-2891-7471

E-Mail:[rally-mac@e-mail.jp](mailto:rally-mac@e-mail.jp)

### 第4条 開催場所および日程

愛媛県久万高原町美川スキー場周辺

2010年9月19日(日)

### 第5条 大会役員・組織委員会

大会 会 長:河野 忠康 (愛媛県議会議員)

大会 副 会 長:高野 宗城 (久万高原町町長)

組 織 委 員 長:竹下 俊博

組 織 委 員 :小清水 昭一郎

組 織 委 員 :芳之内 英治

### 第6条 競技役員

審 査 委 員 長:山本 貢

審 査 委 員 :山本 博文

競 技 長:田代 啓之

副 競 技 長:青野 賢二

副 競 技 長:田阪 雅人

コース委員長:長田 和浩

計 時 委 員 長:池田 善久

技 術 委 員 長:岩上 哲浩

救 急 委 員 長:大西 周

事 務 局 長:高木 一之

### 第7条 競技内容

1) 指示速度走行区間:なし

2) スペシャルステージ:有

3) スペシャルステージの路面:グラベル(一部ターマック)

4) 競技距離:約170km。約39kmのタイムトライアル区間を含む。

### 第8条 参加車両・部門・クラス・参加台数

1) JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN、RJ車両またはRF車両およびFIA公認車両またはJAF登録車両で2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両(RB車両)で2010年度JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定に従った車両で、次の備品を搭載しなければならない。

非常用停止表示板(三角)2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器、A4サイズで、表面に緑文字で「OK」、裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの(2枚)

2) 本競技会の部門、クラス分けは次の通り。(排気量は過給換算後の数値)

1. チャンピオン部門

Aクラス: 1500cc以下の車両

Bクラス: 1500ccを超え3000cc以下の車両

Cクラス: 3000ccを超える車両

2. フレッシュマン部門

FAクラス: 1500cc以下の車両

FBクラス: 1500ccを超え3000cc以下の車両

FCクラス: 3000ccを超える車両

3) 本競技会の参加台数は、各部門あわせて60台以内とする。

## 第9条 参加資格

ドライバー及びナビゲーターは、2010年度JAF国内運転者許可証国内B以上及び当該車両を運転できる運転免許証の所持者であること。

## 第10条 集合場所及びタイムスケジュール

1) 集 合 場 所: 久万高原町美川スキー場

2) 参加確認受付: 7:00~7:30

3) 車 両 検 査: 7:00~8:00

4) ドライバーズブリーフィング: 8:10~8:30

5) ス タ ー ト: 9:01(1号車)

6) ゴ ー ル 予 定: 17:00(1号車)

7) 表 彰 式 予 定: 19:00~20:00

## 第11条 参加申込受付期日及び受付先

1) 受付期日: 2010年9月1日(水)~9月11日(土)必着

2) 受 付 先: 第3条に記載する大会事務局

## 第12条 参加手続き

1) 参 加 料: ¥40,000

2) 共済掛金: JMRC共済加入者は当日共済加入を証明する物を必ず携帯すること。

当日受付において共済加入を証明できない場合には、未加入・不携帯を問わず、JMRC四国が管掌する共済に加入しなければ出走できない。(加入費用 ¥1,000/人)

3) サービス: 人員、車両共に登録不要

4) 必要書類: 参加申込書、車両申告書、チェックシート、誓約書(中四国地区統一申込用紙)、本競技会に有効な任意保険[対人(無制限)・対物(300万円以上)・搭乗者保険または共済(1,000万円以上)]に加入しているもの。

5) 主催者で任意保険に加入する場合には、別紙の車種別保険料を添付すること。

6) 参加申込は所定の用紙に必要な事項を記入の上、参加料を添えて郵送または持参して申し込むこと。

## 第13条 乗員および車両の変更

1) 正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が参加確認受付終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

2) 参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

## 第14条 公式車両検査

2010年JMRC中国四国ラリーシリーズ車両規則に基づき公式車両検査を行う。上位入賞車は再車両検査を行う。

## 第15条 ドライバーズブリーフィング

すべての参加者、ドライバー及びナビゲーターは、ドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。欠席による不利益については、オーガナイザーはその責任を負わない。

## 第16条 計時

1) 全ての時刻は、標準電波(日本では JJY)を受信した電波時計又はNTTの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。

2) 計時は、参加車両が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

## 第17条 チェックポイント(CP)及びパスコントロール(PC)

1) CPは標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。

2) CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、全参加車両通過確認後または最終スタート車の通過予定時刻の30分後に閉鎖される。

3) CPIに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。

## 第18条 参加車両に対する整備作業

- 1) 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
- 2) 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点以外での車両整備作業を禁止する。
- 3) サービス地点には登録されたサービスカー、競技車両、競技役員車両以外は入場出来ない。また、車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及び登録されたサービス員とする。
- 4) 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換、各部点検増締めとし、それ以外の整備作業については技術委員長の許可を得る事。
- 5) サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

## 第19条 減点及び成績

- 1) スタート、CP、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間(正解時間)との誤差をその区間の減点とする。
  - 2) 秒計時区間においては、誤差1秒につき1点とする。
  - 3) 分計時区間においては、誤差1分につき10点とする。
  - 4) 公式タイムスケジュールに遅れた時は、1分につき100点の減点。
  - 5) フライングスタートは、1秒につき、10点。
  - 6) チェックカードの紛失は、1枚につき1000点。
  - 7) コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点。コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限等、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。
- 成績は、減点合計の少ないものを上位とし、順位決定する。  
同減点の場合、次の順で決定する。
1. SS1の所要時間。
  2. SS2の所要時間。
  3. 排気量の少ないもの。

## 第20条 賞典

各クラス1～3位 JAFメダル及び副賞・4位～6位副賞ただし、参加台数により増減する。

## 第21条 参加者の遵守事項

- 1) 競技中はいかなることがあろうとも現行道路交通法の遵守を最優先とし、一般車両及び走行者に迷惑を及ぼさないこと。
- 2) 他車に追従する場合、対向車のある場合及び民家のある所では前照灯の照射方向を必ず下向きにすること。また、明らかに追い越そうとしている車両がある場合には、安全且つ速やかに進路を譲って追い越させること。
- 3) 競技から離脱する場合(失格などの場合を含む)は、最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で事務局に連絡し、直ちにゼッケン番号及びラリー競技会之証その他の競技関係添付物を取り除くこと。
- 4) 競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でサービスを受けることはできず、また指定給油所以外での給油は禁止する。
- 5) 走行中、安全ベルトは全員が全区間で着用すること。ヘルメットはスペシャルステージにおいて着用を義務付ける。

## 第22条 ペナルティ

以下の行為を競技長が認めた場合は審査委員会の決定により参加者にペナルティを与えることができる。

- 1) 交通違反及び交通事故を起こしたとき。
- 2) チェックカードを改ざんしたとき。
- 3) スタート後、参加車両または乗員を変更したとき。
- 4) 車両規則違反があったとき。
- 5) 競技中オーガナイザーが指定した場所以外でサービスを受けたとき及び指定給油所(ガスコン)以外で燃料の給油を行ったとき。
- 6) 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があったとき。

## 第23条 抗議

- 1) 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
- 2) 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料(20,300円)を添え、競技長に提出する。
- 3) 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
- 4) CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。
- 5) 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
- 6) 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
- 7) 技術委員長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意思表示を行い、裁定後30分以内に書面にて

提出しなければならない。

8) 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

#### 第24条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に示された全ての指示に優先する。

#### 第25条 競技会の延期または中止

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期または中止、途中取りやめとすることができる。

#### 第26条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

#### 第27条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

#### 第28条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承知しなければならない。

即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。

MAC ラリーin 久万高原大会組織委員会